

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

北海道知事 鈴木 直道

平成31年4月26日

1 業務概要

- (1) 事業名 第25回参議院議員通常選挙啓発事業
- (2) 事業目的 第25回参議院議員通常選挙を公正で意義あるものとするため、有権者が選挙のルールを守り、進んで投票に参加するような効果的な啓発事業を展開する。
- (3) 事業内容 映像・音声媒体、紙媒体、電子媒体、啓発物品等による啓発事業の企画・準備・制作等
- (4) 履行期限 第25回参議院議員通常選挙投票日

2 参加資格及び評価項目

- (1) 企画提案書の提出者に要求する資格
 - ① 札幌市内に本社又は支社（支店及び営業所を含む。）を有する法人であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - ⑤ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ 暴力団関係事業者等でないこと
- (2) 評価項目
 - ① 企画内容
 - ・ コンセプトが明確であること
 - ・ デザイン等が見やすく、わかりやすいこと
 - ・ インパクトがあり、アピール性が高いこと
 - ・ 投票意欲を高めるような創意工夫があること
 - ② 情報周知
 - ・ 有権者に広く周知が図られるような啓発媒体を用いていること
 - ・ 投票日、期日前投票制度等の周知が図られていること
 - ・ 表現が適切であること（特定の候補者及び政党等を類推させる表現は不可）

③ 実施計画

- ・ 啓発の効率性が図られていること
- ・ スケジュールが明記され、確実に実行できる計画であること

3 手続等

(1) 担当部課

北海道選挙管理委員会事務局〔啓発班〕

(北海道総合政策部地域振興局市町村課市町村財政健全化支援室財政グループ)

〔住所〕〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

〔電話〕011-204-5155 (直通)

(2) 「第25回参議院議員通常選挙啓発業務に係る公募型プロポーザル実施説明書」

(以下「実施説明書」という。)の交付期間及び交付場所

- ・ 交付期間 平成31年4月26日(金)から5月10日(金)までとする。
(土日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
- ・ 交付場所 上記(1)で示した場所
なお、北海道のホームページからダウンロードも可能。

(3) 参加表明書の提出

- ・ 提出期限 平成31年5月10日(金)午後5時(必着)
- ・ 提出場所 上記(1)で示した場所
- ・ 提出方法 持参又は郵送による。
※ 所定の事項が掲載されていない場合や、所定の資料が添付されていない場合は受理できませんので、御留意願います。

(4) 企画提案書の提出

- ・ 提出期限 平成31年5月27日(月)午後5時(必着)
- ・ 提出場所 上記(1)で示した場所
- ・ 提出方法 持参による。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

「要」

(2) 関連情報を入手するための照会先

3(1)に同じ。

(3) このプロポーザル及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) 詳細は、実施説明書のとおり。